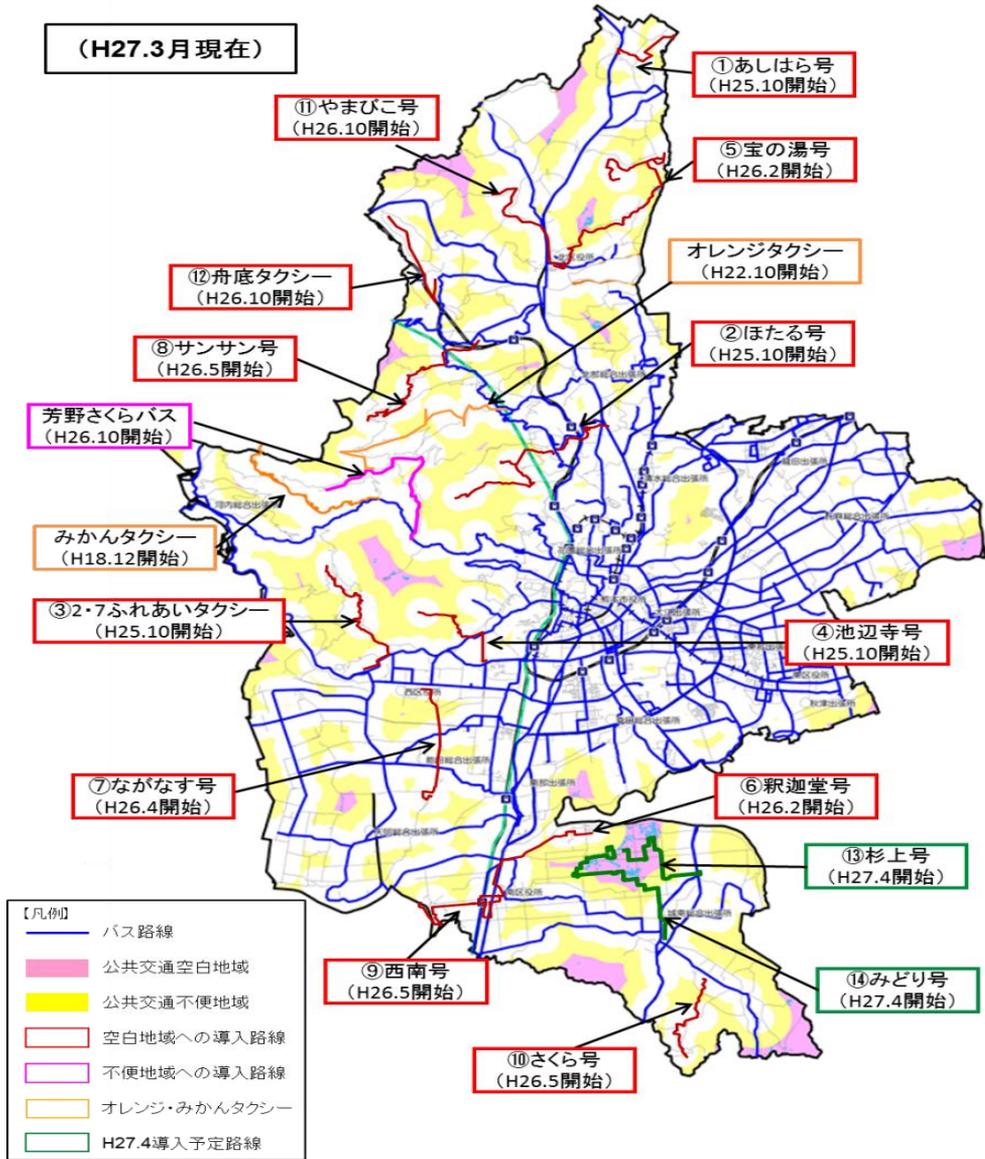


## 公共交通空白・不便地域へ対応したコミュニティ交通の導入状況



空白地域対応デマンドタクシー利用者数 単位: 人、( )内は運行便数

	H25年度計	H26.4	H26.5	H26.6	H26.7	H26.8	H26.9	H26.10	H26.11	H26.12	H27.1	H27.2	H27.2末現在計
1 あしはら号	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
2 ほたる号	30(18)	4(4)	0(0)	3(3)	4(4)	10(6)	6(6)	1(1)	4(4)	3(3)	2(2)	6(3)	43(36)
3 2・7ふれあいタクシー	211(174)	39(32)	35(29)	38(33)	27(24)	44(35)	55(44)	70(47)	69(48)	66(51)	62(51)	95(66)	600(460)
4 池辺寺号	105(95)	20(19)	14(14)	21(16)	14(14)	21(18)	13(13)	17(17)	18(16)	20(19)	23(22)	18(16)	199(184)
5 宝の湯号	69(53)	29(24)	53(45)	43(38)	44(34)	27(25)	63(59)	31(29)	54(47)	61(47)	30(24)	40(27)	475(399)
6 釈迦堂号	9(5)	4(4)	2(2)	6(6)	9(9)	2(2)	7(5)	2(2)	3(3)	10(10)	2(2)	0(0)	47(45)
7 ながなす号		18(14)	16(15)	22(15)	8(8)	8(8)	8(8)	6(6)	13(13)	2(2)	0(0)	2(2)	103(91)
8 サンサン号			2(2)	6(3)	5(3)	2(2)	9(6)	14(11)	25(18)	12(11)	18(18)	29(24)	122(98)
9 西南号			0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	2(2)
10 さくら号			13(13)	9(9)	10(10)	5(5)	1(1)	4(4)	5(5)	1(1)	2(2)	0(0)	50(50)
11 やまびこ号								0(0)	5(3)	2(2)	0(0)	0(0)	7(5)
12 舟底タクシー								0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合計	424(345)	114(97)	135(120)	148(123)	122(107)	119(101)	162(142)	145(117)	196(157)	178(147)	139(121)	190(138)	1648(1370)

不便地域対応コミュニティ交通利用者数 単位: 人

	H26.10	H26.11	H26.12	H27.1	H27.2	H27.2末現在計
芳野さくらバス	50	69	83	88	92	382

# ゆうゆうバスの運行見直しについて（平成27年4月）



## 1 植木循環ルート……平日運行 1日8便

北区役所⇒植木駅⇒田原坂ニュータウン⇒北区役所

1日7便⇒1日8便  
停留所1箇所増設

## 2 北部循環ルート

## 3 麻生田・弓削循環

## 4 託麻循環ルート

## 5 烏ヶ江・中の瀬～桜木ルート

平成26年度末  
路線廃止

## 《路線廃止により発生する余剰車両の取り扱い》

ゆうゆうバスを所有する熊本都市バス(株)の一般路線へ配置転換  
ノンステップバスを導入した目的等を考慮し、有効かつ効果的な路線への活用を今後検討する。

## 公共交通準不便地域の指標について

公共交通準不便地域とは…(熊本市公共交通基本条例 第2条第8号にて定義)

公共交通空白地域又は公共交通不便地域以外の地域であって、地形、地域の特性、公共交通の運行状況その他の特別の事情により公共交通不便地域と同様の状況にあると市長が認めるものをいう。

### 公共交通準不便地域指標設定の検証

- ① 既存バス停・駅等からの道のり距離(河川等による分断)
- ② 地形(地域とバス停・駅等の高低差)
- ③ 最寄りの交通機関の運行本数
- ④ 地域の高齢化率

## 基準的な指標

- ①道のり距離1,000m以上の地域
- ②地形の高低差40m以上の地域

上記の2つを基準的な指標とするが、上記以外の地域であっても、道のり距離、高低差、最寄りの交通機関の運行本数、地域の高齢化率等の地域特性を総合的に勘案し、個別に地域の指定を行っていく。